

# お 知 ら せ

**令和6年度診療報酬改定に伴い、  
診察代および薬価等が改定され、  
窓口での支払額が変わりますので  
ご了承ください。**

※ 4月1日に薬価、6月1日に診療報酬点数が改定されます。

☆引き続き受診される方も、毎月1回必ず、窓口で被保険者証等を提示してください。

提示がない場合は、保険診療を受けることはできなくなり、診療費全額をお支払いいただきますのでご了承ください。

**令和6年4月1日**

**滋賀県医師会**

〔 厚生労働省が定める診療報酬や薬価等には、医療機関等が仕入れ時に負担する消費税が反映されています。 〕